北部地区医師会病院　医療安全管理基本指針

医療安全管理基本指針について

北部地区医師会病院

1）医療安全に関する基本的な考え方

北部地区医師会病院の理念に基づき，各職員が医療安全の重要性を認識し個人の質の向上に努めるとともに，病院全体として組織的に医療事故防止対策に取り組み，質の高い医療文化を構築することに努める。

2）医療安全に係る安全管理のための組織、管理体制

（1）院内の医療安全管理を担うため、医療安全管理部門を設置する。

（2）医療安全に関する事項を審議する委員会として医療安全管理委員会を設置する。

（3）医療安全管理の活動を行う委員会として各部門・各部署の代表で構成し活動を行う。

（4）発生した医療事故は再発防止について検討し組織としての対応を示す。

3）医療に係る安全管理のための研修

（1）職員の安全管理意識を高め医療の質向上を図るため，全職員を対象とした安全教育研修を年２回以上開催する。また，必要に応じて随時開催する。

（2）研修を開催したときは，研修内容・開催日時・出席者を記録する。

4）事故防止等の医療安全確保を目的とした改善方策

（1）各部署より提出・提案された事故事例の分析・検討や安全対策の検討等を行い，報告・承認を得る。

（2）事故報告書の原因分析を行い，改善策防止策を立て周知・実施・評価する。

（3）事故報告書を提出することで個人責任を追及しない。当該職員に対し不利益な処分は行わない。

5）医療事故発生時の対応に関する基本方針

事故が起こった場合は，関係者の事故への対応について支援し，事故によって生じる他の患者への影響拡大を防止する為の対応などを行う。

更に，再発防止のための事例の調査や報告書のまとめなどに協力し，院内各部署への周知を図る。

※　医療安全マニュアル「医療安全管理報告について」を参照

6）患者からの相談対応に対する基本方針

病状や治療方針・意見・苦情等に関する相談は担当者を決め誠実に対応し，担当者は必要に応じて主治医，担当スタッフへ内容を報告する。

7）医療安全を取り巻く状況の変化に基づき、定期的にこの指針の見直しを行う。

R7 年 8 月一部改訂